

令和元年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和元年 6月18日 午前10:00

○散 会 午後 3:08

○出席議員（17名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 鈴木 壮 二 | 2番 戸 田 俊 樹 | 3番 菅 原 理恵子 |
| 4番 瓜 生 望 | 5番 鈴 木 斌次郎 | 6番 佐 藤 敏 雄 |
| 7番 鑑 仁 志 | 8番 中 川 光 博 | 9番 澤 井 昭二郎 |
| 10番 佐 藤 義 久 | 11番 伊 藤 正 吉 | 12番 藤 原 典 男 |
| 13番 堀 井 克 見 | 14番 菅 原 秀 雄 | 15番 小 林 悟 |
| 16番 大 谷 貞 廣 | 17番 児 玉 春 雄 | 18番 西 村 武 |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 市 長 藤 原 一 成 | 副 市 長 栗 山 隆 昌 |
| 教 育 長 工 藤 素 子 | 総 務 部 長 菅 原 靖 仁 |
| 市民生活部長 菅 原 剛 | 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法 |
| 産業建設部長 櫻 庭 春 樹 | 上下水道局長 渋 谷 一 春 |
| 教 育 部 長 鑑 孝 子 | 農業委員会事務局長 児 玉 正 生 |
| 総 務 課 長 米 谷 裕 二 | 企画政策課長 千 葉 秀 樹 |
| 財 政 課 長 伊 藤 貢 | 市 民 課 長 菅 生 恵 子 |
| 税 務 課 長 鈴 木 学 | 産 業 課 長 佐々木 涉 |
| 学校教育課長 山 田 敬 輔 | 幼児教育課長 櫻 庭 仁 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|----------------|-----------------|
| 議会事務局長 門 間 正 博 | 議会事務局次長 児 玉 亮 悦 |
|----------------|-----------------|

令和元年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和元年 6月18日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問から項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言順序は、4番瓜生 望議員、3番菅原理恵子議員、12番藤原典男議員、1番鈴木壮二議員の順に行います。

4番瓜生 望議員の発言を許します。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） おはようございます。傍聴席の皆様もおはようございます。朝早くよりお疲れさまです。

それでは、通告書に従い、壇上より大きく2点の質問をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いします。

1つ目、ブルーメッセの県施設跡地利用について。

秋田県花き種苗センターの統合により温室棟が解体されることになり、県有地の市への譲渡が来年度を目処に進んでいる状況です。今後は、県の指定管理廃止に伴う市の負担増に加え、これは県との協議にもなっていくとは思いますが、8ヘクタールの土地の活用方法を考えなければいけない状況にあると思います。ご承知のとおりブルーメッセは、国道7号線の交通の要所にあり、特産である花を中心とした施設になっていて、観光やドライブ途中の休憩での利用などで、年々縮小傾向ではありますが年間約25万人が訪れ、潟上の観光スポットの一つに挙げられる施設です。

これからの動向を見据えた上でブルーメッセを市の観光拠点の一つとしてどう活用し、後押ししていくかの方向性を考えなければいけないタイミングではないかと思っています。単純に思いつくのは交流人口を拡大することによって潟上の物産品を販売し、魅力を発信していくことだと思うのですが、今までどおりのことをやっても人口が減り、

地域の市場が小さくなり続けることを考えると、売上げは減少していくことが予想されます。そんな中でも、利用客を増やし、更に売上げも増加させ、民間の成長を後押ししながらも市の財政負担を軽くしていくかを考えなければなりません。そこで注目してほしいのが県有地と隣接している秋田道です。秋田道は全線開通こそまだ時間はかかりますが、東北道とつながり、今後、観光や人の流れが変わる可能性を秘めている路線です。全線が開通し、仙台、盛岡、青森、秋田と北東北を周遊できるようになった際、高速道路の利用者にとって必要なものが休息や食事をとる場所です。これは、安全を考える観点からも必要な施設ではないでしょうか。しかし、今現在、食事をとれたりお土産を買えるなど大規模なサービスエリアは、秋田道（県内）では西仙北サービスエリアしかなく、そこから北には未だ整備されていない状況です。高速道路と施設の立地関係に着目し、県の花き種苗センター跡地利用方法として、そして、施設への来客数が増えることによる利用率の向上と市の負担率削減を図るために、サービスエリアの設置を関係機関との調整・協力のもと、提案してみてもよいと考えます。以上の観点からお伺いします。

- 1、県有地の譲渡に関して費用は発生するのか。
- 2、県からの指定管理費用が得られなくなった場合の市の負担増額の見込みは。
- 3、ブルーメッセ跡地利用の現在の市の考えは。

続いて2つ目、人口減少問題について。

少子高齢化、人口減少が続いていく秋田県、そして、本市において子どもたちが夢を持ち、先輩たちが安心して暮らせるまちをつくるために必要なのは、若者世代を確保していくことが重要な課題と認識しています。人口減少に歯止めをかけるという中で、「定住人口」を増加させることを目的とした移住・定住政策を多くの自治体が行っています。本市の総合計画・総合戦略にも、もちろん移住・定住の推進の項目がありまして、主要な取り組みにおいては「恵まれた自然や特色ある教育など、本市の魅力を発信し、住宅・産業・子育て環境等の充実などの施策と一体的に推進することで特に若者にとって快適な生活環境づくりを目指します。」と明記されております。

このように総合計画にも記されているとおり、人口減少問題というのは、一つ手を打ったから解決されるという単純な問題ではなく、様々な要因が絡み合っている、複合的に手を打っていかねば改善はされていかないのではないかと考えます。全体の人口が減るということを大前提では考えながらも、人口減少率と高齢化率の上昇を緩やか

にしていくには、先にも述べましたが様々な諸問題はあるながらも、まず若者世代の確保が喫緊の課題だと思います。若者に光が当たることによって若者が輝きます。そしてそれが全世代にいい影響を与えていくことにつながっていくと私は思います。

しかし、この人口減少問題は手を打ったからといって1年後や2年後にすぐ効果が現れるものではないですし、完全に解決できるものではないことは承知はしています。今動いたことが10年後、20年後の未来に初めて結果としてあらわれてくるものだと思っています。逆に、今手を打たなければその結果も未来に結果としてあらわれます。総合戦略が最終年度、総合計画も4年目となり終盤を迎えております。これらの施策をしっかりとチェックし、次の計画策定をする大事な時期ではないでしょうか。未来の子どもたちに可能性のある形でこのまちを引き継いでいくためにも、もっと具体的にビジョンを掲げ、政策を明確にし行動できないかと考えるものです。以上の観点からお伺いします。

- 1、将来の人口推計予測に対する現在の評価は。
- 2、市が今まで取り組んできた定住政策とその成果は。
- 3、特色ある教育と魅力の発信とは。
- 4、今後の企業と起業の支援方針と雇用対策は。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ご答弁どうぞ宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、私から4番瓜生 望議員の一般質問の1つ目、「ブルーメッセの県施設跡地利用について」お答え致します。

ご質問の1点目「県有地の譲渡に関して費用は発生するのか」についてお答え致します。

秋田県花き種苗センターの所有地の譲渡につきましては、現在、県と協議中であります。現段階では、県より借りている道の駅しょうわ及び高齢者ふれあい館の敷地0.7ヘクタールは有償で譲り受ける予定となっております。

なお、観賞展示温室等の敷地約5ヘクタールについては、無償で譲り受ける予定となっております。

ご質問の2点目「県からの指定管理費用が得られなくなった場合の市の負担額増の見込みは」についてお答え致します。

現在、県から指定管理を受けているのは「観賞展示温室」と「花の広場」でございますが、指定管理者は昭和総合開発株式会社で、年間1,300万円ほどの指定管理料でござ

います。譲渡後は、施設維持管理に係る燃料費や光熱水費などを精査し、指定管理者と負担割合を含め協議してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「ブルーメッセ跡地利用の現在の市の考えは」についてお答え致します。

現在の県有地面積約8ヘクタールから市へ譲渡の約5.7ヘクタールを除いた2.3ヘクタールにつきましては、パイプハウス及び格納ハウスを撤去し、更地にした後、引き続き県が管理していくことになっております。ご提案のありました、サービスエリアとして高速道路から利用が可能な駐車場パークと連結道路の整備については、現状では用地買収やパーキングエリア化への設置の制限から実現はかなり厳しいと考えております。県有地跡地につきましては、必要があれば引き続き県と協議していく考えでおります。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 4番瓜生 望議員の一般質問の2つ目「人口減少問題について」のうち、1点目、2点目及び4点目につきましては私が、3点目については教育部長がお答え致します。

ご質問の1点目「将来の人口推計予測に対する現在の評価」についてお答え致します。

本市では、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や秋田県の「あきた未来総合戦略」の趣旨を踏まえ、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりに向け、「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策・事業の展開を図っております。

総合戦略の策定に先立ち作成しました「潟上市人口ビジョン」では、令和42年（2060年）の本市の人口を2万1,064人と推計しております。この人口ビジョンは、5年ごとの推計人口を掲げており、令和2年（2020年）の推計人口は3万1,636人としております。本年5月末の住民基本台帳に基づく人口が3万2,733人でありましたので、人口減少のペースが人口ビジョンの推計値よりも進んでいない状況にあり、現状では評価できるものであります。

この要因としましては、市街化調整区域の土地利用規制緩和策として導入しました「3411制度」などにより、追分地域における宅地開発が進んだことが挙げられます。引き続き、雇用創出のための産業振興や少子化対策など総合戦略に掲げた各種施策を展開することにより、定住・移住対策を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「市が今まで取り組んできた定住政策とその成果」についてお答え致します。

本市の第2次総合計画では「定住・移住対策」を新たに政策として位置付けたほか、総合戦略においても基本目標の一つに掲げるなど、まちづくりにおいて重要政策に位置付けております。

具体的には、成長分野産業の振興をはじめ県内外での移住促進活動や移住者支援補助金・創業支援補助金の創設、出産祝い金の支給、結婚支援センターへの入会登録料助成などを通じ定住・移住策を推進しているところであります。これらの取り組みの成果の一つとして県の秋田移住定住総合支援センターに登録し、平成30年度に本市に移住した方は、関東圏からの移住で3世帯となっております。さらに住民基本台帳の移動データに基づく集計では、平成30年度で転入者が転出者を上回る「社会増」になるなど、着実に成果を上げております。

今後のまちづくりにおいては、少子高齢化、人口減少が加速する状況を踏まえ、子育ての切れ目のない支援体制の構築、若者の働く場の創出など、地域の経済振興策や日常生活における利便性の向上を目指し、様々な政策を展開して若者が定住しやすい環境づくりが重要であると考えております。

定住・移住対策には、雇用・産業、子育て、住環境など様々な施策を充実させることや、これらの情報を移住希望者に提供することが重要であります。本市の地理的優位性を生かしながら、この潟上市で安心して家庭をつくり、定住していただくことができるように、これまでの事業の評価・検証を行い、ときには民間事業者からもご協力いただきながら、成果が出せるよう今後も事業を推進してまいります。

ご質問の4点目「今後の企業と起業の支援方針と雇用対策」についてお答え致します。

平成28年に『潟上市工場等設置奨励条例』を一部改正し、その後は市内の既存誘致企業などからの設備投資等が活発になるなどの企業の育成支援が図られております。また、県外企業の誘致も成功するなど、拡充後4企業が本市へ進出しております。これにより、市民の雇用の確保の一助となっていると考えております。

また、平成27年には求職者等の資質向上及び就労の促進を図り、雇用機会の拡大を目的とした『就業資格取得等助成金』の創設を行っております。また、今年度からは、新たな事業の創出を促進し市内産業の振興と活性化を図ることを目的とし、新たに『創業支援補助金』を展開しており、補助金の中には移住支援枠を設けるなど、移住者の促進、市民の雇用の場の創出や若者に希望を与える施策を展開しております。

今後も社会の動向を踏まえ、潟上市商工会と連絡を密にし、企業と起業の支援をしつ

つ市民の雇用の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） ご質問の3点目「特色ある教育と魅力の発信とは」についてお答え致します。

議員がおっしゃるところの子どもたちが夢をもち、先輩たちが安心して暮らせるまちをつくる上で教育の果たす役割はとても大きく、特にふるさとへの愛着心を子どもたちに育むことが大変重要であると考えております。

そこで、学校においては、地域の人々、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など、この地域のもつ「ひと・もの・こと」といった豊かな資源を小・中学校での学習に生かしながら、ふるさとを愛する心を育む特色ある「ふるさと」教育を潟上市学校教育の重点として進めているところであります。

特に、教科の学習や自然体験、職場体験などあらゆる場面において、資源の一つである地域の多様な人々との交流を教育課程に位置付け、子どもたちに人の温かさを知り、人としての在り方・生き方を学ばせるとともに、地域社会の一員としての自覚と社会性を育む教育活動に取り組んでおります。

今後は、第2次総合計画にありますとおり、地域と学校の協働をさらに推し進め、子どもも大人も自らの学びや身に付けている力を生かしながら、ふるさとに生きる意欲を喚起する教育に取り組んでまいります。

「魅力の発信」につきましては、現在は各学校の広報紙やホームページ、子どもたちの発表が中心になっております。今後は、子どもたち自らが情報発信の目的、内容、対象、方法などを明確にしながら、情報技術を活用して自分たちの学校あるいは地域の魅力を発信できるような学習活動の工夫を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員、再質問ありますか。4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1つ目のブルーメッセの方から再質問させていただきます。

1つ目の県有地の譲渡に関して費用は発生するのかということで、今、ブルーメッセがある建物の部分ですか、これ0.7ヘクタール、有償ということだったんですが、この金額等というものは、もう出ておりますか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 瓜生議員の再質問にお答え致します。

今、建物が建っている昭和総合開発の建物の所なんですけども、今は有償という形でやっていますが、現在県では不動産鑑定の方を再度しております。金額はまだ決まっておられません。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。その他の部分が無償で譲渡という形だったと思うのですが、ちょっと協議をして、今後、市がそこを受け継いでいくということで、うまく着地させて無償という形で県の方とも協議を進めていただければなと思います。

続きまして、2つ目、市の負担増額の見込みということで、まず今1,300万少々の指定管理料がまた市の方で発生するというので、今、ブルーメッセの方と協議はされているということなんですけど、どのような形で協議をされているんでしょうか。お願いします。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 瓜生議員の再質問にお答え致します。

指定管理料の譲渡後の金額等につきましては、この後ということになります。基本的には、今現在も指定管理料を市で払っておりますので、今、県が支払っている燃料費や光熱費などを念頭に今後精査しまして、指定管理者と負担区分につきましては協議してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） そうですね、これ、来年度からの話だと思うんです。実際もう6月も半ばなってきました、もう半年じゃないか、あと数箇月でまずこれを市の方が受け継いでいかなければいけない、全てが決まってから決めていくのではなく、やはり計画的に前もって、今の打ち合わせと計画の方は両輪で進めていかなければいけないかなという中で、これが私のちょっと一つの提案だったのですが、今実際、市の負担が増える、これだけ財政が厳しくて、そういう中でこの一千数百万の負担というのは簡単なものではないと思っております。先ほどの答弁で用地買収や様々な問題で実現は厳しいというご答弁いただいたんですけども、この案が全てというわけではないのですが、今後のブルーメッセのあり方を考える中で、やはり売上げですとかそういったものを上げながら

市の負担というのは減らしていかなければいけないと考えております。これから様々な計画、詰めていくと思うのですが、どうか前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは、大きい2つ目、人口減少問題の方に移りたいと思います。

先ほど答弁いただいたんですが、人口も生産年齢人口、いただいた資料でちょっと数字を出してみたんですが、両方とも今、予想を上回るというか、良い形で上回るペースできていると思います。ただ、この中で若者世代に注目して、ちょっと流出者、流入者の数を自分なりにちょっと拾ってみました。拾った年代が15歳から39歳までの数字を拾いまして、大体なんですけども、年間でこの世代600人の流出があります。流入は500人、ちょっと年度でちょっとばらつきはあるんですけども、大体平均でこれくらい的人数です。この世代で年間100人の方が減少していると。この流出数、流入数をどう捉えるかという視点で次の2番に移りたいのですが、先ほどいろんな政策を取り組んでこられたということで、これ、流出者、流入者のエリア別の数字というのは、今把握されておりますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまの再質問にお答え致しますが、エリア別ということでございますが、これはあくまでも30年の住基データに基づきまして市全体で転出者、それから転入者数を比較しておりまして、転出者数が798、そして転入者が817ということで19名プラスというようなことで判断しております。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生 望議員。

○4番（瓜生 望） ちょっとこちらでも正確な数字ではなくて、いただいた資料でちょっと計算したものなのですが、やっぱりエリア別で多いのは追分小学校学区が断トツで転入者が多いです。ほかの学区に関しましては、ほとんどというか全部マイナスになっています。追分地区というのは、秋田市から近くてですね、土地、地価も秋田市よりは安いということで、すごく民間投資も進んで人気があるエリアです。これ、さっき副市長もおっしゃいましたけども、潟上の持っている地的な強みだと思っています。ただ、これ、追分地区だけ今増えている、増えるということは良いことなんですけども、まず今、少なからず問題も抱えているエリアだと思います。そちらの対策と、今後、今、人数が減ってきているエリア、こちらの方の対応をどう考えていらっしゃいますか、ちょっとお聞かせください。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

確かに現状で増えている分、追分地区の人口ということで、それは間違いのないわけで、平成17年から平成31年までを比較しますと、追分地区においては1,000名以上増えているということになります。

しかしながら、潟上市全体では人口減少、3,000人余り減っているわけですので、確かにおっしゃるとおり、ほかの地域の対策ということでございますけれども、先ほど答弁させていただきましてとおり、追分だけではなくて、引き続き雇用創出のための産業振興、それから少子化対策など、総合戦略に掲げた各種施策を展開することにより、全市域に効果が渡るような定住・移住対策などを推進していきたいと、そういうことで考えているところでございます。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。これ本当に潟上市は人口が増えているところと人口が減っているところ、この二面性を持っている市といいますか、これは秋田県でもほかにはないような状況だと思います。なので、この追分の今、良い部分を、本当全エリアに広げていけるような政策、これは絶対必要だと思っております。その中で、どう転入者を増やす、増加させるかという視点でちょっとお話させていただきたいのですが、先ほど副市長の答弁で県外で移住・定住のイベントに参加されていると。実際、私も以前、県の方から誘っていただいて出たことがあったんですね。それ、企業を中心とした移住のイベントだったのですが、渋谷のヒカリエという、もうこれ借りたらいくらするんだらうって、もうめっちゃ高い会場ですよ。そこに県内各市町村がブースを設けてやったんですが、あのイベントを通して費用対効果考えると、すごく悪いのではないかなと。今、実際、関東からも3世帯ということで、どうアピールしていくか、どこに絞ってアピールしていくかというのを考えて手を打たなければいけないんじゃないかなと思ってます。

そこで私考えるのは、やっぱり潟上市にゆかりがある人たち、これだけ年間600人、若者世代が出て行って5年で3,000人です。ここに潟上市の魅力、そういったものを伝えていく、そういう形で転入者を増やすという制度等、政策を考えていけばどうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

若い世代にアピールしていく、これは今、瓜生議員ご指摘のことは、とても重要なことですが、これはどこの自治体も考えていることとして、結局その世帯をどれだけ、例えば潟上市にもってくれば、それだけまた子どもをもうけていただければ増えていくということなんですね。であれば、いったん立ち止まって、今、県でやっている事業が費用対効果どうだったとか、県でおやりになっている事業なので私はコメントを述べる立場にはないですが、ただ、県も一生懸命努力しているのは事実だと思っています。

その中で私、東京に例えば潟上市にゆかりのある方の潟上市、旧で言うと旧昭和、それから飯田川、天王と、それこそふるさと何とか会という会が実はあります。そこに毎年出席させていただいて、どうですかと、お仕事も一段落したので潟上市の方にどうですかと。「東京いくてな、はなえらえね」と、つまり我々の先輩の世代がそういう価値意識を既に持っていてしまっているということなんですね。

一方において、若い方ほとんどいらっしゃらないんですけども、いるとお話を聞くと、それは実はその世代というのは結構苦勞されていて、毎日の通勤の満員電車も大変だと。潟上にそれこそ仕事があって、そしてそういうものが恵まれたらそういうときには考えるけれども、今はそれを自分は仕事を覚える時期だし、蓄えていかなければいけないので、それはまだ先の話ですというような話をしておられました。

実は、この、人の意識、どこに住まうことが幸せなのかということ、我々の方々に対して、私は潟上市がいいと思っていますけども、それを人のお考えを変えていただくということほど難しいことはないと思っています。こちらに住めば土地は安いですがとか、こちらに住めばこれだけの仕事がありますとか、それから、ここにいればこれだけの税金が安くなります、それは確かにそのインセンティブにはなるんですけども、実際に家を建てるということになると、一生そこを、ある意味、人間、2回も3回も家建てませんから、ついのすみかになると。その中で今、我々の潟上市の一部である追分地区を選んでいただける若い世帯があれだけいるということは、我々はやはり幸福に思わなければならないのじゃないかなと思います。じゃあ追分地区にあつてほかの地域にないものは何かということ、我々なりに考えて、ただ、その例えばあそこはJRの線が2本使えます。いずれお子さんもうけて地元の小学校、中学校に進み、高等学校は、私ども潟上市には秋田県立秋田西高等学校という立派な学校ありますが、みんながそこに入るわけではない。秋田市の学校に行く子どもさんもいれば、男鹿市の学校に行く子どもさんもいる。そうなっていくと、やはりどうしても親が高校まで送り迎えとい

うわけにもいかないですから、鉄道を使っていけば、そこは少々駅から遠くともその追分の地を選んでいくということは当然あるのかなど。これを例えば私が今住んでいる、じゃあ二田にそれを実現できるかという、それはなかなかできない。先ほどのインターチェンジの話もありましたけど。ただ、我々は、そういう可能性も含めて検討はしなくてはならないし、そういう夢は持っていかなくちゃいけないんだと思っています。つまり、今おっしゃるとおり、若い世代に対して何を我々はアピールするかというのは、まさに一つは模索中なのですが、今いる若い人たち、瓜生議員をはじめとした人たちが、一体何を期待して我々潟上市に住む、住んでいる、そういったもののやはり我々はそういった意見のデータの蓄積というのが必要になってくるんだと思います。ですから、後でご質問があったその起業の話にしても、例えば今、昭和地区は、昔からある、先ほどブルーメッセの話も出ておりましたが、佃煮、これは売れてない売れてないとおっしゃるかもしれませんが、ブルーメッセは毎年2,000万円以上の売上げが佃煮であるんです。この間、さきがけ新聞にも出たように、その若い跡継ぎの世代が今、事を成そうとしている。つまり、ああいう動きができるまちであるということをはかの若い方が知れば、それは潟上市でひょっとしたら若者が発信できて活躍できる市かもしれないと思えば、それは一つの私は若者に対するメッセージになるんだと思っています。実はそういった積み重ね一つ一つが我々の市に対するアピールになるであろうし、それは日本ハムの吉田輝星君にしてもしかりだと思っています。そういったものを我々行政だけではなくて、議員の皆さんからもお知恵を頂戴しながら、そして市民の方々からもご意見いただきながら発信していきたいと思っています。実際にその発信についても、我々今、十分そこは検討している最中ですので、またそういった面でのお知恵もあれば頂戴したいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。人の思いですとか考えを変えることは非常に難しいという言葉も頂戴しまして、実際この質問作っている中でもそうだよなって自分も思いながら今回質問させていただいております。

でも、そんな中でも、やはり私が取り戻していきたいというか、小さい頃のやはり記憶、元気があったというか、子どももたくさんいましたし、地域の方ともたくさん交流があったあの潟上市、私天王出身なんですけども、あの天王、潟上市を、もう一度元気にしたいという思いで今回質問させていただきました。

すいません、3つ目、特色ある教育と魅力の発信に移っていきたいと思うのですが、様々なふるさと教育ですとか自然体験、いろんな潟上市を知るための教育をしていただいていると思います。これも発信といいますか、魅力の発信という中で、私の子が今、東湖小学校の1年生でちょっと今お世話になっておりまして、東湖小学校しか知らないのもこれは何とも言えないんですけども、自分が思うのは、やはり何というんですか、みんなの距離が近いといいますか、小さい学校ながらの良い面があると思うんですね。掃除とかも6年生から1年生まで縦割りで掃除のグループを組んで掃除しているんですよ。これがすごいコミュニケーションがとれたり、上の子が下の子の面倒をみていくですとか、そういったのがすごい良いなと思っております。

こういったものを公立の学校なので、どうしてもそういう偏ったといいますか、各学校で色が違うと思うんですけども、そういったのを発信していくとか、これ一つの魅力だと思うんですよ。手厚い、さらに手厚い教育を受けられるとか、そういった形の情報発信というのは可能なのでしょうか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの瓜生議員の再質問にお答え致します。

結論から申しますと、議員がおっしゃるとおり、それぞれの地域にあるそれぞれの学校が、特色ある我が校の魅力というのを発信していくというのは非常に可能なことですし、先ほど部長の答弁でも申し上げましたとおり、そういった努力を私たちこれからも各学校で引き続き行っていきたいと考えております。と申しますのは、先ほど議員は公立の学校なのでおっしゃいましたけれども、みんな潟上市立の学校ではあるけれども、東湖小には東湖小、その地域の良さ、例えば飯田川、大久保地区、大豊小学校、それぞれ天王地区にも4校ありますけれども、小学校で言えば、それぞれの学校の地域、その地域ならではの良さもあるし、その学校が営々と築き上げてきたその学校ならではの取り組みというのがもうあるわけです。そして、その学校に閉じられたものじゃなくて、それぞれの学校の良さということをそれぞれの学校が学び合って情報交換しながら、それをまた自分の学校に生かそうという取り組みもまたあるわけです。そういったことで議員がおっしゃるとおり、これからの時代は、そういった自分たちの良さを発信していく、ただ、そのときに、東湖小のことを例におっしゃいましたけれども、その東湖小の子どもたちが、それが自分たちの学校の良さだって、案外当たり前のこととして知らないということはあるかと思えます。お聞きしていて。重ねてそういったほか学校の子

どもたちと例えばですね交流して、あっそれはそっちの学校にはないことなのだと、そういうことで自分の学校の良さに気付くとか、そういったことは必要なんだなどお話を伺っていて改めて思いましたので、今後の学校教育の推進に活かしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 4 番瓜生議員。

○4 番（瓜生 望） ありがとうございます。以前、先輩議員の一般質問の答弁いただいた中でも、移住・定住の問い合わせで多いのが、やはり子育て環境、教育環境の部分だったという答弁をいただいてあったと思います。やはり移住を決める際、一つ大きなポイントになってくると思います。今やはり情報を何で得るか、紙も確かにあるとは思いますが、やはり携帯とかウェブで検索されるというのが多いと思います。なので、情報をまとめてそこに発信していくという方法も今後検討していただければと思います。ありがとうございました。

じゃあ最後、4 番ですね。今後の企業と起業の支援方針と雇用対策ということで、先ほど誘致企業の答弁をいただきました。この企業誘致というものを全然否定するというわけではないのですけれども、今までどおり、例えば工場を誘致してきて、そこで雇用を増やすんだよというのは、ちょっと今ですとかこれからの時代にマッチしていかないこともあるのではないかなと、ちょっと私自身、日々商売をやらせていただきながら体感しているところであります。これちょっと市長に質問なんですけれども、今このまの多くの中小企業、中小零細企業が抱えている問題、これは何か把握されていることはありますか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

現在の市内にある中小企業が抱えてある問題を把握しているかということですが、私自身捉えているのは、一つは後継者問題が一番であろうと思っています。それから、各企業の代表の方にお会いする機会があるときによく聞くのが、なかなか働き手が確保できないと。潟上市、これだけ若い方が来ていただいているのですけれども、やはりその職種によっては建設業であるとか介護関係の職にあっては、なかなか人手が確保できないと。であるから、そういう方々が人を求めに、例えば東南アジアの方に行かれているという話も私の方には耳に届いてきております。今、中小企業は、そういったせっかく

築き上げたものが後継者がいなくて、そこが閉じてしまわなくてはならないということもあるということが私自身、一つの最大の課題の一つであろうかというふうに捉えております。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） 市長のおっしゃるとおりで後継者不足、そして働き手、人材不足、これが今このエリアで起こっていることです。求人を出しても面接にも人が募集すらない。でも、多くの方は、若者は、自分たちも昔よく言われたんですけど、仕事がないとってこのまちを出る方も多いと。これ、すごくいろんなものにミスマッチが起こっている状態なのではないかなと感じています。自分が考えますのは、ただ工場を誘致するというだけではなく、これからの成長産業ですね、今まで航空産業を柱にするという総合計画の中にもありましたが、このように明確に成長産業というものを位置付け、それを支援していく政策を出していかなければいけないのではないかなと考えています。規模が全然違うんですけども、仙台市は仙台みらい創造企業創出プログラムという、上場の実現可能性がある中小企業を集中的に市が支援をしていくと。官民一体となって地域の力を挙げていくという政策を打ち出しています。このほかにも仙台市、規模が全然違うので一概に比べられないというのは理解しているんですが、たくさんのこういった企業に対して、自分たちで産んで、自分たちのところで育てて、そこで稼いでもらおう、それが若者の定着につながるという政策を出しています。

ここで質問なんですけども、これから先、潟上市、新たな産業の育成として、成長分野として次の総合計画、総合戦略を立てていく中で、どのようなものを位置付けしていくお考えですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。どことの関連のご質問かちょっとわかりづらいところがありましたが、せっかくのご質問ですので答弁させていただきます。

どこが成長戦略かと、先ほど瓜生議員からあったミスマッチ、果たしてミスマッチかどうかというのは、皆さんで考えなくてはならない。つまり、若者が就きたい仕事と、それから潟上市に現在人がいなくて、そこに人がいない仕事、果たしてイコールかどうかというところは、よく考えてみなくてはいけない。結局、例えば建設業界は、潟上市のみではなくて、秋田県内、日本中、実は若い働き手が不足していて、今朝の新聞で

しょうか、3年以内に離職する若者が7割というデータが出ている。これは私はやっぱり建設業界の方々が、もう少しやっぱり考えねばならないだろうと思ってます。女性の活用であったり、その職場の環境改善であったり、あるいは処遇改善であったりということを考えていかななくてはならない。それは当然行政も一緒に考えていかななくてはならない。ですから、その中で我々どこにということなんですが、先ほど誘致企業のお話も出ました。例えばこの間、昭和工業団地に久々に新設されたその会社は、世界でも有数の技術を持っていて、その社長さん自らが自分の仲間の会社に声をかけて、じゃあ今度一度、潟上市にみんなで行きましょうかというぐらいの熱意を持っておっしゃってくださっているわけです。私は誘致企業は誘致企業なりの良さがあると。一方において、古くから飯田川地区にあった会社は、このたび新しい会社社屋を今つくって、もうできたんでしょうか。我々市の方でも少しばかりか支援させていただいて、そこには何と、企業の企画部門を全部集中させるという英断をしたわけです。つまり、そういった今までの工業のいわゆる大学で工学部を出て、それも博士課程まで持った人材でなければ、そういった企画部門、研究部門には入らないわけですから、そういったところであれば、ひょっとしたら若者が、ああ自分が今まで東京や仙台でやってきたことを実現できるかもしれないと思って来るかもしれない。ですから、これも実は旧飯田川町で誘致した企業。ですから、誘致企業には誘致企業の良さがある。一方において、私どもこれ天王地区にある企業では、いわゆる遊具、ブランコとかそういったものをかなりシェアを占めている企業があるということが実際あるわけです。ですから、昔からある企業でも、実際我々、住んでいる我々自体がなかなかその企業が何かやっていることは知らないということがあって、そういったものの力を少しでも結集させていって、波及させていけば、私は潟上市の潜在能力というのはあるんだと思うんですね。そこに外から来る方のお知恵やお力もお借りしながら、あるいは若い方々の新しい発想も加え、そして最終的にはベテランの方々のマネジメントを加えていく、実はこの効果ができるかできないかで、これがなかなか難しいことだから、なかなか実現できないわけです。ですから、そこを我々が行政としてどこまでそういったもののお役に立て、それからご支援申し上げられるかということを我々は冷静に考えねばならないと思っています。私が前いた職場で経験していることは、そうなってくると大体は行政の方には補助金を出せと言われます。しかし、補助金が必ずしも民間の方々のお力を強くするだけではないことはあります。結局、行政の補助金頼みになってしまって、せっかく自分たちが意欲と発想でやろうと

していたところの意欲をつぶしてしまうということもある。ですから、私、決してそこは出さないと言っているわけではなくて、そこは十分に我々斟酌し、そして配慮も重ねながらご支援し、一緒に考えていくということが必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（西村 武） 4番瓜生議員。

○4番（瓜生 望） ありがとうございます。この人口減少問題、所管する課ですとかそういったのもたくさん絡み合ってくると思います。これから総合戦略、総合計画、終盤なっていますので、ぜひここで一度しっかりとチェックをして、さらに潟上が前に進めるような、子どもたちが夢をもてるような、また政策の計画をお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって4番瓜生 望議員の質問を終わります。

10分間休憩します。11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れさまでございます。傍聴席の皆様、早朝より大変お疲れさまでございます。

一般質問に入る前に、文章の訂正じゃなく、追加訂正をお願いしたいと思います。6分の6ページ、下から2段目「天王こども園開園時には」の前に「今後アンケート調査をするなり、」という文言を追加お願いしたいと思います。

それでは、私は大きく3点にわたって一般質問させていただきたいと思います。

大きな1点目、国民健康保険税の引き下げについてでございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる仕組みです。しかしながら、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険税の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するなどといった課題を抱えておりました。こういった背景があり、国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月から国民健康保険制度が変わりました。見直しの柱としては、国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行いました。新しい財

政運営の仕組みと致しましては、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定してこれを徴収し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して交付致しております。これにより市町村の財源は従来と比べて大きく安定します。都道府県は、市町村ごとの標準保険料を提示（標準的な住民負担の見える化）とし、市町村間で比較できるようになりました。保険料の賦課・徴収では、市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に事業費納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険税等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め保険料を賦課・徴収致します。平成30年度の法改正によって、療養給付費に不足が生じた場合は県から交付されることにより、市町村の国保財政上のリスクがなくなりました。これを受けて、例えば湯沢市では、平成30年度から1世帯当たりの引き下げ率が14.04%、保険税の平均は14万3,157円から12万3,051円とおおよそ2万円引き下げられました。本市では、市長の行政報告によりますと、平成30年度会計の決算概要では約3億1,500万円の実質収支見込額は黒字になるとのことです。現行税率で徴収していけば申告所得等の増減はあるものの、留保財源は増える一方になるのではないのでしょうか。常々市民の方たちから「国保税の負担が重い」との声を受けております。引き下げのご検討をお考えになってはいかがでしょうか。そこでお伺い致します。

①現在、基金を含めた留保財源はいくらでしょうか。

②法改正に伴い、引き下げの検討はしましたでしょうか。今後、引き下げは必然的と思いますが、いかがでしょうか。また、引き下げによっての影響額についてのシミュレーション額をお示してください。

大きな2点目、乳児用液体ミルクの備蓄について。

女性の社会進出が進む北欧を先頭に液体ミルクは海外で広く普及しております。赤ちゃん用ミルクの販売割合を見ると、フィンランドでは92%、スウェーデンでは47%、スペイン、フランス、ロシアでも3割を液体ミルクが占めております。日本では2016年に起きた熊本地震の際にフィンランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの母親たちに喜ばれました。こうした経緯から国産の液体ミルク製造・販売を求める声が高まり、公明党の強力な推進もあり、日本での製造・販売のための公的な基準を定め改正され、厚生労働省令が2018年8月に施行されました。この基準に基

づき今年3月11日に国産液体ミルクが販売となりました。賞味期限は6カ月から1年で、いずれも消毒済みのほ乳瓶などに移し替えて使う。清潔な水や燃料の確保が難しい災害時には、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となる液体ミルク。お湯も必要としないため、乳児にすぐ飲ませることができるのが特徴。障がい者や高齢者、乳幼児を持つ母親など、配慮が必要な被災者を受け入れる要配慮者避難所等へ液体ミルクを備えている自治体が増えつつあります。本市におかれましても、液体ミルクを災害用備蓄として積極的な活用を進めるべきと思いますがいかがでしょうか。ご見解をお伺い致します。

大きな3点目、幼児教育・保育の質等について。

教育長がご就任されてから1年が経過されました。教育長には、女性目線で教育問題に携わっていただいておりますことに感謝申し上げます。

教育長の行政報告にありました「就学前教育・保育の質の維持向上を目指し、本年度より幼児教育アドバイザーを4名に増員し、本市の就学前教育・保育の一層の充実に努めてまいります。今後は、幼児教育アドバイザーを活用し、各施設の実態や課題に応じた、きめ細やかな支援に努めてまいります」等が書かれておりました。私の認識不足と反省し、文言の検索を始めました。文科省・幼児教育の推進体制構築事業の趣旨に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。幼稚園、保育所、認定こども園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置や地域の幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行い、その成果を普及する等々の事業であるとのことでした。そこで、幼児教育アドバイザーについてと、幼児教育に関する病児保育事業についてお伺い致します。

①幼児教育アドバイザーについては、本年度より4名に増員とのことでありました。合わせて何人体制になりますか。その配置体制についてお伺い致します。また、有資格者でしょうか。待機児童解消が喫緊の課題でありますことから、それらにもつながる施策対応になりますでしょうか。また、幼児教育アドバイザーを通して各施設で行われております行事は、ある程度同様に行われますでしょうか。

②本市の「子ども・子育て支援事業計画」より病児保育事業についてお伺い致します。5年前の平成26年1月28日から2月7日までの間、アンケート調査を実施した結果をもとに策定されました。その後、平成27年4月に「子ども・子育て新制度」が始まり、本市でも平成27年度に放課後児童クラブと地域子ども・子育て支援事業の確保策を変更致

しました。変更後も病児保育事業の実施予定は無しの状態となっております。5年前のアンケート結果をもとにしたものでありますことから、ニーズは変わっているのではないのでしょうか。今後、アンケート調査をするなり、ぜひとも天王こども園開園時には病児保育室が完備になることを願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上から大きく3点についてお伺い致します。ご答弁のほど、宜しく願い申し上げます。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「国民健康保険税の引き下げについて」お答え致します。

本市の国保税率につきましては、平成21年度までは旧町ごとに税率が異なる不均一課税でしたが、平成22年度に税率を統一しております。税率を統一して今年で10年目になるわけですが、この間、平成24年度に医療給付費分（基礎課税額）の世帯別平等割を2割（6,000円）引き下げて以降は据え置きとなっております。

そして、この10年間の決算状況を見ますと、実質収支（翌年度繰越額）はその年によって増減はありますが、一番少なかったのが平成27年度の約2億100万円から、一番多い平成29年度の約4億4,200万円の間で推移しております。また、財政調整基金は、平成22年度末には約8,300万円だったものが、昨年度約2億円の積み立てを行ったこともあり、昨年度末では約3億3,000万円となっております。

ご質問の1点目「基金を含めた現在の留保財源」について申し上げます。

平成30年度の実質収支見込み額は約3億1,500万円、財政調整基金残高は約3億3,000万円、合わせて6億4,500万円でございます。ここから本年度当初予算に計上した繰越金1,500万円を差し引きまして、現在の留保財源は約6億3,000万円でございます。

ご質問の2点目「法改正に伴い、引き下げの検討はしたか、引き下げについての影響額についてのシミュレーション額」について申し上げます。

国保税率をどうするかということにつきましては、引き下げも含めて年度当初より検討を重ねており、5月に昨年の所得がほぼ確定したのを受けて国保税の試算を行っております。試算では、税率を改正しない場合で、予算計上額の税収をほぼ確保できる見通しとなっております。

税率改正に当たっては、県が財政運営の主体となったことの影響を精査・検証する必要があります。また、本年10月から予定されている消費税の引き上げに伴う診療報酬や

薬価の改定、さらには高齢化に伴う医療費の増加、高額な薬剤、医薬品の開発・認可承認など懸念される要因が多く、本年度の国保税率は据え置きとしております。

なお、菅原議員からご提言のありました国保税の引き下げにつきましては、来年度以降も引き続き検討してまいります。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「乳児用液体ミルクの備蓄について」お答え致します。

はじめに、備蓄計画で秋田県及び市町村は、災害発生直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのない19品目を共同備蓄品目と定め、それぞれ必要な品目を備蓄するよう努めております。

市では、粉ミルクの備蓄について県・市の共同備蓄目標量を満たしているところではありますが、対象品目外である液体ミルクについては、県同様備蓄しておりません。本市としましては、「災害発生時の物資提供に関する協定書」に基づき災害発生時には、市内協力企業、店舗に置いている液体ミルクについて提供いただく体制を確認しております。

このようなことから液体ミルクについては、主として流通備蓄扱いの対応で考えておりますが、議員ご提言にあるメリットもありますので、試行的に備蓄について検討を進めたいと考えております。あわせて、備蓄については、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭で最低3日分備蓄するよう、今後も啓発してまいります。

以上です。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 3番菅原理恵子議員の一般質問の3つ目「幼児教育・保育の質等について」お答え致します。

ご質問の1点目「幼児教育アドバイザーについて」のうち、はじめに「配置体制について」と「有資格者か」についてお答え致します。

今年度、本市では幼児教育アドバイザーを、これまでの2名に新たに2名を加え、計4名配置致しました。いずれも幼稚園教諭と保育士資格を有する本市の就学前施設の管理職を務めた教育・保育の業務に精通する経験豊かなスタッフであります。

幼児教育アドバイザーの主な業務は、市内全域の就学前施設への巡回訪問により、保

育実践、園内研修、園内環境等の改善、また、保育士との面談等を行うなど、就学前の教育・保育の質の維持と保育士の専門性の向上に向けた指導と支援を行うこととなります。

次に、「この幼児教育アドバイザーの活用が待機児童解消につながる施策の対応になるか」についてお答え致します。

ご質問にありますとおり、待機児童解消は喫緊の課題であると認識しておりますが、幼児教育アドバイザー事業は、先ほど申し上げましたとおり、市内全域の就学前施設への巡回訪問を通して行う指導と支援によって保育・教育の内容の充実を図るものでありますので、直接的な待機児童解消対策のための施策ではないことをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、幼児教育アドバイザーによる各就学前施設の実状に応じたきめ細かな相談活動や助言等により、保育・教育に携わる職員の専門性が高まることによって働き甲斐のある職場となり、保育士の確保につながるという副次的な効果も考えられますので、今後、アドバイザー事業の成果と課題を精査しながら、また、待機児童問題についても鋭意対策を講じてまいります。

次に、「各園の行事が同様に行われるか」につきましては、幼児教育アドバイザーが巡回訪問を行うことによって、各施設で行われる園行事が同様に行われるか否かに直接的につながるものではないことをご理解いただきたいと思います。

市内の市直営施設は、幼保連携型、保育園型のこども園と保育所という園の種別や地域性、これまでの行事のあり方の精査等をもとに、毎年検討しながら年間計画を立てて実施しておりますが、今後も各園の特性を生かし、また、各園同士の情報共有も行き、検討を加えながら実施してまいります。

ご質問の2点目「天王こども園（仮称）開園時には病児保育室が完備になるか」についてお答え致します。

病児保育事業は、「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の中で、市の子育て支援事業の確保策の一つに位置付けております。病児保育の実施は、就学前施設において感染症等病気の種類が異なる複数の乳幼児を同時に保育することになるため、病児保育室に巡回できる医師と看護のための看護師及び保育士の確保が必要となります。また、市直営施設においては、教育・保育以外に地域の子育て世帯が利用する子育て支援事業を複合的に運営していることから、設置には課題があり、実現に至っておりません。

市では、今年度において令和2年度をスタート年とする第2次潟上市子ども・子育て支援事業計画策定に取り組んでおります。本計画の策定に当たっては、これまでの子ども・子育て支援事業等の取り組みを検証しつつ、市内全域での就学前施設の現状を、昨年度実施致しましたアンケート調査等をもとに分析中であり、その中で病児保育事業の課題となる医療機関との連携や専門職員の確保、環境整備のための財政負担等について検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 1番の①現在、基金を含めた留保財源はいくらかということ約6億3,000万というお答えをいただきました。通告文でも湯沢市を例にとって紹介させていただきましたけれども、皆さんご承知のとおり五城目町の今定例会では、均等割を一部引き下げ、資産割を廃止し、平均税額を昨年14万1,364円から12万9,786円に引き下げるという試算を提示しましたけれども、基金残高から見ると、まだ引き下げ幅があるのではないかとということで、その条例が否決されたのは皆さんご存知のとおりだと思います。

本市におきましても、この基金を含めた留保財源が約6億3,000万があるという答弁でしたので、これはぜひとも保険税を引き下げるべきだと思うんです。市としてのリスクというものはなくなったわけでありますので、これを被保険者に、やはり負担軽減をすべきだと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

菅原議員ご指摘のとおり、単年度におきましては医療給付費に必要とする財源は県から交付されるということになっておりますので、単年度単年度での国保財政の留保財源の確保、あるいは財政危機に瀕するような状態になるということは、多分ないんだろうと思いますが、私、先ほども申しましたように、高額医薬品の開発、あるいは今後の高齢化に伴う医療費の増加、こういったものは確実に県への納付金という形で跳ね返ってまいります。これは潟上市の医療費が下がったから県への納付額が下がるという単純なものではございませんで、秋田県全体での財源調整という形で市町村に割り振りがきましますので、そういったことも考えまして今回は税率の引き下げを見送ったということでございます。

なお、これも先ほど申しましたとおりで、来年度以降も引き続き、この税率の引き下げについては検討してまいりますので、どうかご理解願えますようお願い致します。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 医療費の増加等々で税率を引き下げるのを検討しているというようなご答弁をいただきましたけれども、保険者としての責務でありますレセプトを活用して指導していった医療費を削減するというのは、もうこれは前から打ち出され、平成30年度から潟上市としても行っていることでもあります。ほかでできて、何でじゃあ潟上ではできないのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答えします。

ほかの市・町でできて、なぜ潟上でできないのかと。これは秋田県内の全ての市・町、市町村が、今、その湯沢市さんのような形でやられているかということ、そうではない。先ほど市民生活部長の方から縷々説明があったとおり、新しい制度設計はでき、おっしゃるとおり市のリスクはないと本当に言いきれぬかどうか、これは我々は保険者としては見きわめる責任があるんだと思うんです。我々としても引き下げられるものであれば、議会の方とお話し合いの上で引き下げたいと思っています。しかし、これをいわゆるそういった補償もないまま、我々の確信もないままに下げて、さらに何かがあったから納付額が増えたから、申し訳ないけど次の年、上げさせてくれというのは、これは保険者としてはやはりあまりよろしい措置ではないし、かつてこれは私がうちのスタッフから聞き及んだ話だと、そういったことがあって納付率は著しく落ちたということがあって、それをカバーするまで数年単位でかかったということ、そういう経験を持ち得ているということなんです。これは、そういった過去の教訓も踏まえて、我々としては今回、かなりのところを議論し、下げるということのも当然重要な選択肢としてあって我々は議論した上で、今年度に関しては据え置きで、そしてこの新制度の動向を見きわめつつ、そして消費税がアップし、診療報酬、医療薬価、全て8%から10%に上がれば2%上がるわけです。この分を我々は上げようとはしていません、少なくとも、少なくともですね。ということは、実質、回り回って言えば2%下げているのと同じということもあるだろうと。この2%上げたからといって、我々は国保これだけの留保財源がある中で上げる、そういうべきでもないという判断の中で、もう1年ここは状況を見きわめさせていただきたいということで、市民生活部長が引き続き引き下げも検討の対象として

我々としてはやっていきたいということでございます。ですので、そこあたりの事情をご勘案の上、ご理解いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 留保財源が約6億3,000万ありまして、市長がおっしゃっていますように診療報酬、薬価等が10%にアップしたときのそれを見きわめて考えているというような答弁ではありましたが、留保財源がこれだけありますので、引き下げ幅をそんなに大きくしなくても、ある程度のものでできるのではないのでしょうか。それで、引き下げの影響額においてのシミュレーション額というのは先ほど私、聞き漏らしたのでしょうか。ちょっと再度これを答弁していただきたいと思えます。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

現在6億3,000万の留保財源がありまして、引き下げ幅を押さえたらできたんじゃないかということですが、先ほど市長の答弁にもありましたように、下げてすぐ上げる、下げてすぐ下げるといったような形であっても、頻繁な税率改正は、いたずらに被保険者の混乱を招く恐れがあるので控えた方がよろしいのではないかという判断を一つしております。

また、税率をどの程度下げたら、どの程度の減税になるのかと、あるいは、どの程度の減税をするためにこれだけ、だったら引き下げられるのかといったところまではシミュレーションしてございませんので、申し訳ありませんがそれでご了承願います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 通告文にシミュレーションをお示しく下さいということでもありますので、例えば税率を10%下げたらこうなりますよというような、そういう提示というのはできたものではないのでしょうか。再度お尋ね致します。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

現在、税率の試算は全てコンピューターの作業になっております。その試算を行うためには、一度コンピューターの情報を試算用に全て置き換える、あるいは環境をいったん変える必要がございますので、短期間の試算のやり直しということは実質的には不可能な状態でありますので、今回、質問はいただきましたが試算はできなかったというこ

とでご了承願います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 納得いかない部分ではありますけれども、何でしょうかね、やはり留保財源がこんなにあるんですよ、6億3,000万。それで引き下げ率というか、そのシミュレーションはできなかったというのは、これは大変何というんですか、無責任といえ無責任というような感じに私は受け止められるのですが、その点いかがなものでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

多分、議員がおっしゃっているシミュレーションということと、先ほど市民生活部長が言ったシミュレーションという言葉が、少し違うニュアンスで言われていたなというふうに私は思います。実際に、ある税率をもとにして引き下げた場合ということの検討は、市内ではもう既にしております。しております。ただ、ただですね、この答弁の中に書いてないのは、ある期待をもってそこを我々は結論としては今回は引き下げについては見送らせてくださいと、諸般の事情については、多分議員もご理解いただける、そういった理由の中でやっている。我々は、ある数字をもとにして、こう下げたら、このぐらいになるというような、いわゆる市民生活部長言ったのは、厳密に全て機械に当てはめてという、精度がかなり高い、かなりの高いというか、もう完全に実施する前提でのシミュレーションということなんですが、ある税率に改定した場合にはこのぐらいになりますねというレベルのシミュレーションは、当然市内で検討する上では必要なことですので、我々としてはやっています。ただ、その数字を今回この公の場の議会で、こうこうこうでしたということは、私はやはり時期尚早であるし、もしやるとするならば、きちんとまた我々は議会の方としかるべき場で議論をしていきながら決めていくべきなんじゃないかと思っています。

先ほど、さらに理由としてあったものとして、当然高齢化は進んでいるわけです、我が潟上市も。医療費は増えていくことは、これはもう確実なわけです。先ほど言った消費税の増があり、さらに現在、我々が一番懸念している一つは、高額な薬であるとか治療法が、実はもう世の中に出てきているということは、皆様方も新聞報道やニュース報道等でご覧のとおりです。1回の診療で何百万であるとか、ひよっとすれば何千万とい

う、そのときに、この国民保険制度は、当然いただいている保険料でみんなの助け合いとしてあるわけです。つまり、そのときに潟上市は、その診療を受けられない市民がいたということは我々としては許されない。であるならば、そういった動向をもう少し見させていただけませんかというのがこの答弁の趣旨でありまして、実際に我々、引き下げというのは当然一つの重要な選択肢として今後も検討していくということをお約束しているわけです。そこあたりのご事情をご勘案いただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、時期尚早であるというような答弁でありましたけれども、そうじゃなく、逆にこういうふうなシミュレーションを致しましたけれども、こういうことだったのでご理解いただきたいというのが、市民の皆様の理解度をアップすることではないのでしょうか。逆にそこを伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） どの程度のものを考えていたかということなんだと思いますけれども、市民の皆さんに、この今、私が申し上げた答弁がご理解いただけないかという、私は必ずしもそうではないと思っています。ただ、この6億3,000万という留保があつて、これはある意味、簡単なシミュレーションでいえば、これを全てはき出して、今年度いただいたものからいけばいくらになりますというのは、単純な計算でもできるわけですね、これは。ただし、この留保の財源を我々が果たしていかほど持つべきなのか、あるいは持つべきでないのかというのは、まさにそこは今、新制度が始まり、そして消費税も改定され、そして縷々そういう変動事情がある中で、我々としてはそこはこうだということを見きわめるには検討が少々やっぱり不十分じゃないかということの中で今年度は据え置きを選択したということなんです。我々としては、これから当然下げるといふ選択肢を頭から否定しているものでもないですし、当然こういう状況が続いていくのは正常ではない。もし、この留保の財源が本当におっしゃるとおりリスクゼロで我々が持ち得るべきものではないとするならば、それはそうだと思います。ただ、それを行政を預かる立場として、こうですからこの財源6億というのは、完全にもういいんですという状況に、まだ状況にはないと私は思っています。それで、多分こういったお金があれば、それぞれの市の中で検討していく中で、議員がおっしゃるとおり下げるといふ市・町もあれば、いや、我々と同じようにもう少し見きわめててというところもあ

れば、それが多分相互まちまちなんだと思います。市民の方々にしてみれば、それは当然1円でも少ない方がよろしいわけですから、私もそういった方がよほど気としては楽なんですけれども、でもそれをやってしまって、いや申し訳ありませんでしたでは済まない。ですので、もう少々お時間を頂戴できませんでしょうかということをお願いしております。ですから、そこあたりの事情、多分そこは両方の立場があって、この制度が一体将来的にどうかということをお願いする人は、私は多分今いないんだと思いますね。ですから、ここの不透明な部分のリスクをどのぐらい我々潟上市として考えるか、そして市民の方々には、こういうリスクがあるんで、今下げて、また上げたりとかってというのは、それこそ大迷惑をかけてしまうわけですから、そういったことのないようにしていきたいという意味での今回は据え置きであるということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、先ほどからご答弁大変ありがとうございました。

最後に、保険者の努力義務により、レセプトデータなどを活用して積極的に被保険者の予防、健康づくりには、今までも働きかけていただいておりますけれども、更なる働きかけで持続可能な国保税の体制づくりを行っていただきたいと思っております。

大きな2点目に移りたいと思っております。乳児用液体ミルクの備蓄についてでございます。備蓄品として19品目備蓄していて、粉ミルクも必要な分だけ備蓄しているということでありました。それで、液体ミルクは店舗と提携して、いざというときにそれを提供していただくような仕組みになっているということでありましたけれども、やはり導入する自治体が、これ増えてきております。提携はしているものの、その分くるかというようなそんな不安要素もあると思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

液体ミルクの件であります。これは流通備蓄というふうに対応を今しているところであります。この相手先といいますのは、メルシティ潟上のBIGとかダイユーエイト、ドラッグストア等と協定を結んでおります。でありますけれども、それはすぐに提供できるかどうかということであると思っておりますけれども、これは限りなくお願いするということになると思っております。であります。液体ミルクは議員がおっしゃるとおり、お湯の

必要がないためすぐに飲むことができるということでもあります。であります、液体ミルクは今年から販売されたようですので品目が足りないということでもありますので、依然としてまだ高価であります。賞味期限もまだ1年くらいということでもありますので、なかなか価格も安定しないということで、今後広まれば価格も安定した場合、本格的に導入できるかどうかを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） パック入りで6カ月、缶で1年という賞味期限でございます。それで、このたび3月にそれこそ国産が発売されたということでありましたけれども、この乳児用液体ミルク、メーカーの想定を上回る好調ぶり、災害備蓄のみならず育児の負担軽減になるとして、外出時や深夜の利用で子育て世帯に広がりつつあります。このたびの10連休では、需要が急増したそうです。それだけ若い世代では、この液体ミルクというのは、何ですか、認知度が高くなっているというようなものでございますので、ぜひともこれ、横手市は試験的にちょっと導入をしてみると。それで、育児の場であったり、そういう場に出向いて液体ミルクを説明したり、試飲してもらったりすることを進めていくというようなことでもありましたので、本市としましても、やはりこの部分で進めていっていただきたいなという思いでおりますので、この点よろしく願いしたいと思っております。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問に、それとご提言についてお答え申し上げます。

液体ミルクのメリットというのはおっしゃるとおりだと思いますし、先ほどたまたまNHKをつけてましたら、朝の番組で、実は液体ミルクの特集を「あさいち」という番組ででしょうか、やってございました。実際に医療の現場でも今、看護師さんも不足していて、夜間などは大人数がいる、妊婦さんであるとかを抱えている病院が夜勤当直のときに、3人しかいない中でミルクといった場合にこの液体ミルクを使い始めたら、その人手不足を少し解消できたなどということもやってございました。実際にこれから若いご夫婦を中心にして、この液体ミルクについては普及、そして広まっていき、価格も安定し、そして賞味期限等についてもこれから研究開発が進んでいこうと考えております。そこで、総務部長先ほど答弁で申し上げたとおり、私ども潟上市においても試行的に、全体の備蓄の1割か2割程度になろうかと思っておりますが、そのぐらいの程度のものを

試行的に備蓄品として試してみると。そして、どのような影響があり、どのような効果があるかというのを検証しながら、世の中の状況も踏まえつつこの備蓄について備えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、ありがとうございました。備蓄に備えてまいるという答弁をいただきました。

ローリングストック法という方式でこれをしていただければ食品ロスにもつながりますので、その点もあわせてお願いしたいと思います。

最後の大きな3点目、幼児教育アドバイザーについてお伺い致します。

これまで2名に2名をプラスして4名体制ということでありましたけれども、今まで2名体制で行ってきたこの検証というものは行っておるのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの菅原議員の再質問にお答え致します。

先ほど答弁させていただきましたように、これまで30年度2名ということで実施してきたその1年間の事業の検証のもとに、今年度ぜひ2名増員して、先ほどのお話にもありました国の文部科学省の事業も利用させていただきまして配置したいということでございまして、お答えとしては検証は行っておりますということになります。その中身につきましては、やはりこの成果の部分では、2名であると市の直営の施設、7施設のほかに、この事業としては直営だけでなく民間であったり私立であったり、市内の全てのそういった就学前施設をカバーしていきたいと。これでは足りないでしょうということもありまして、その成果の部分から主に増員ということに結びつけたと理解していただければと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） ありがとうございました。先ほどの部長の答弁にもありましたように、働きやすい職場として働きやすい環境づくりをしてまいりますっていう答弁をいただいたんですけども、これ大切だと思うんですね。やはり女性の職場、女性が多い職場でありますので、やはりそういう人間関係で辞職していく方もいらっしゃるというお話を伺っておりますので、それで保育士不足につながっていくという部分もありますの

で、この点、十分力を入れていただきたい点だと思っております。

最後の病児保育に移りたいと思うんですけれども、私、「病児保育 秋田県」ということで検索致しましたら、県内の病児保育一覧というのが出てきました。そこには病児保育と病後保育と、それと体調不良病児対応っていうこの3段階に分かれてそういう表が出てきました。何ていうんですか、先ほど答弁にいただきましたように、病児保育というのは医師だったり看護師だったり、そこにまた保育士さんという形で人数がとられますけれども、この体調不良対応型というのは、これは看護師さんというかそういう資格を持った人が1名以上いればいいというようなそういうシステムでございます。この体調不良時対応型というのが、これは例でございますけれども、児童が保育所に登園した後、急に発熱など軽度の病気になった際、今後の異変の恐れや感染症がないというふうに認めた場合に、そういうときに医務室等で対応するというようなそういう対応型でありました。これだったらまた簡単にと言えばあれですけども、そういうものであれば、またそういう対応ができるのではないかと思いますけれども、その体調不良型ということに関しての考え方をちょっとお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

議員が今おっしゃったとおり、大きく病児保育の事業には、大きくいうと4つ、病児、体調が今回復されないお子さん、それから病後ということで回復傾向にあるお子さんを保育、それから今議員がおっしゃった、今、体調不良、回復はしてきているんですけども、なかなか集団の保育にはという段階のお子さん、それからもう一つは訪問型というのもございますけども、今、議員のおっしゃったその体調不良型ということに関して申し上げますと、登園したんですけども体調が悪いというお子さんを園で様子を見ながらお預かりできればというご提案だと思いますけれども、私たちご承知のとおり、今、来年度からスタートする第2次子ども・子育て支援事業計画をアンケート結果等々をもとに策定中でございます。その中で、この病児保育については、当然第1次よりもまた真剣に中身を精査して取り組まなければならないことだと考えておまして、その試行的にと申しますか、実は有資格者、看護師の資格、保健師の資格等を持つ職員を自前で雇用致しましてお預かりできるような保育を現在、市内の直営の園で取り組んでみております。そういったことをもとに、この計画にも生かし、また、国の事業に手を挙げるができるかということも今検討しておりますので、そういったことでご理解いただ

ければと思います。

○議長（西村 武） 3番菅原議員。

○3番（菅原理恵子） 心強い答弁を教育長からいただきましたので、私からの一般質問はこれで終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩致します。再開は1時30分です。

午後 0時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。傍聴に駆けつけました市民の皆さん、そしてまた、6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。

私は、通告に従いまして、1つ目は、地元中小業者の育成と入札制度について、2つ目は、民間企業での正社員化の促進について、3つ目は、国民健康保険税の引き下げと資格証明書について質問致しますので、宜しくお願い致します。

それでは、1つ目、地元中小業者の育成と入札制度について伺います。

本市のホームページを見ますと、入札制度の変更について掲載されております。平成30年4月1日以降に潟上市が入札公示等を行う建設工事から適用しますとあり、「低入札価格調査制度」と「最低制限価格制度」の導入についてという表題のもと、制度の説明がされております。

低入札価格調査制度では、調査基準価格を下回る入札が行われた場合、価格によっては、その者により当該入札の内容に適合した場合に必要な調査を行い、その結果に基づいて落札者を定める制度で、ペナルティもあるとあります。最低制限価格制度は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札者を失格とし、予定価格の制限範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度ですとあります。この制度を作った背景やメリットについて伺います。

全国では公共工事の入札をめぐり、談合事件や賄賂での逮捕など、また、中小業者が入札になかなか参加や入札できずにいる実態があり、それを改善し、地元中小業者の皆

さんにも入札に参加して落札して地域の経済効果を高めるために、入札資格も含め改善している各自治体の取り組みもネットで紹介しております。

私は地元の中小業者の皆さんが、潟上市の行う公共工事にたくさん参加して、地域の経済の活性化につながって欲しいものだという観点から質問しております。

例えば広島市では、入札制度が次のように改善され、以前と比べ中小企業向け発注が年々増加している傾向にあることを発表しています。その内容は、全国でも政令市で初の制度ということで、改善点として①設計金額250万円以上の全ての公共事業は、希望条件を満たすものは、全て入札に参加することができる。（業者数の制限は廃止）2つ目、設計金額250万円以上の全ての工事の入札に当たっては、設計金額と低入札の調査基準価格を事後公表するというものです。事後公表は本市でもやっております。そして250万円以下の公共工事（住宅修繕、学校、保育園、公園、道路の補修）にも中小業者が登録できる制度があります。福島市では、中小零細業者向け小規模修繕契約の登録制度があり、この内容は、①市内に主たる事業所を置くものは誰でも登録できる、②建設業の許可の有無、従業員数、実績の有無も問わない、③登録すれば50万円未満の小規模修繕を受注できるとあります。経営が大変な中小業者にこそ使って欲しい制度であり、地域の業者が元気になることは市政の発展にもつながります。本市でのここ5年前にさかのぼり、地元中小業者の落札数は、どのようになっているか。地元中小業者、企業の育成と他市のことを紹介し提言したことへの考え方や今後の取り組みについて伺いたいと思います。

2つ目は、民間企業での正社員化の促進について伺います。

今、若者の雇用を巡る労働条件は厳しいものがあり、派遣労働や非正規社員の増加で、8時間働けば普通に暮らせる社会とは縁遠く、一方で低賃金と長時間労働で、結婚し家庭を持ち、子育てや余暇を楽しく過ごせる当たり前の生活ができない状態にあるのではないのでしょうか。年間収入が200万円にも満たないワーキングプアといわれている方たちの雇用を巡る待遇改善は喫緊の課題と思われれます。

2018年2月15日に総務省統計局が発表した2018年の平均の雇用者数は5,596万人です。そのうち正規職員・従業員数は3,476万人で前年より53万人増加しているものの、非正規職員・従業員数は2,120万人で前年より84万人増加しているとしております。雇用者に占める非正規職員の割合は37.88%と4人に1人となっております。非正規職員は交通費もない、扶養手当もない、ボーナスなどの手当もなく、低賃金で生活も厳しく、

同じ労働をしても何の保障もない状態です。少子化対策としても、ここの改善が求められると思います。

隣の秋田市では、正社員化を企業が促進するための事業が取り組まれております。平成28年4月に発足したこの制度は、秋田市アンダー35正社員化促進事業として35歳未満の非正規雇用者を正社員転換する企業へ助成するもので、市内の事業所に勤務する35歳未満の非正規雇用者の正社員化を促進するため、正規雇用転換した事業主に対して、1人当たり年額20万円を3年間助成するものです。主な条件として①市内に事業所を有する法人であること。②市税の滞納がないこと。③正規雇用者を労働保険及び社会保険としていること。④事業主都合で解雇したことがないことが挙げられております。

平成30年4月からはアンダー40ということで、年齢が40歳に引き上げられております。実績としては、平成28年が252人、平成29年が328人、平成30年が351人の申請で、平成29年の内訳を見ますと、サービス業が145人、医療、福祉、介護が60人、製造業33人、その他として製造業、情報・通信、卸小売、運輸業となっているそうです。

非正規職員でも企業にとって優秀な人材はたくさんいると思いますし、企業の活性化にもなり、また、本人の生活の安定にもつながります。このような制度を潟上市でも検討し導入して、未来ある若者に希望を与える施策を実行していくべきではないでしょうか。市長の見解と今後の取り組みについて伺います。

3つ目の質問に入ります。国民健康保険税の引き下げと資格証明書について伺います。

既にご承知のように全国知事会では、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるよう、2014年に1兆円の公費負担増を政府に強く要望しました。高すぎる国民健康保険税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会だけでなく、全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けております。

国保加入者の構成はこの間大きく変わり、かつて7割を占めていた「農林水産業」と「自営業」が、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの「被用者」で、合わせて8割近くにもなります。加入世帯の平均所得は1995年の約230万円から2016年では約138万円となりました。国保に対する国の責任後退と国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で国保税の高騰が止まらなくなりました。国保税が協会けんぽと比べ高いのは、国保にしかない均等割、平等割、これは世帯割ですが、これがあるからです。被用者保険の保険料は、収入に保険料を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響する

ことはありません。ところが国保税は、所得に保険料をかける所得割、市町村によっては固定資産税の額に応じて係る資産割のほかに各世帯に定額でかける平等割のほかに、世帯員の数に応じて係る均等割を合算して算定されます。このうち、資産割、平等割については自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務付けられております。ほかに介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料も徴収される方もおり、収入が同じなのに子どもの数など家族が増えれば国保税が上がる仕組みになっております。年間収入の1から2割が国保税の支払いに回るので、生活が厳しくなるのは当然です。

全国で均等割、平等割として徴収されている額は、およそ1兆円ともいわれており、公費1兆円を投入すれば均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会けんぽ並みにすることができます。その上で所得割の引き下げなどの改善を図ることが国保税に対する基本的な方向ではないでしょうか。そこで、本市において、そこまで至らなくても①国保税引き下げの政策として行えるのは、所得割の引き下げと平等割の廃止、もしくは引き下げだと思いますが、どうでしょうか。引き下げたいというお考えがあるのか伺います。

②国保加入者の保険料が高く、本市においても低所得者が支払いに困っているという認識はあるのかどうか伺います。

3つ目、国保税を支払うことができず、資格証明書発行となっている方の健康状態が不安です。医療機関での支払いは10割負担となり、これでは病院での支払いは困難です。資格証明書を発行されている方の安否や親身となって納税相談や減免制度の活用など、この間の市の取り組みについて伺います。実態傾向や世帯数も伺います。

④国保税の引き下げに向けて、国や県などへの働きかけの意思はあるのか伺います。

5つ目、本市で国保運営上障害となっていることは何か伺います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わりますが、ご回答宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 12番藤原典男議員の一般質問の1つ目「地元中小業者の育成と入札制度について」にお答え致します。

ご質問の1点目「低入札価格調査制度と最低制限価格制度の両制度導入の背景とメリットについて」お答え致します。

両制度導入の背景であります。この制度につきましては、ダンピング受注防止等の

観点から導入したもので、国や県からも導入を検討するよう再三にわたり通知があったものです。現在では、県内全市町村がいずれかの制度を導入しております。

メリットにつきましては、公共工事における品質確保のほか、ダンピング受注による公正な取引の阻害、下請け業者へのしわよせや労働条件の悪化などを未然に防止するなどが挙げられます。これにより、工事内容に適合した入札価格を期待するものであります。

今後も、適正価格による工事が行われるよう、引き続き両制度を継続してまいります。

ご質問の2点目「本市での地元中小業者の落札数はどうなっているか。提言したことへの考え方や今後の取り組みについて」お答え致します。

公共工事を受注するためには、建設業許可のほかに経営事項審査という大臣や知事の許可を受けている必要があります。現在、潟上市有資格者名簿に登載されている市内の工事業者数は98社で、そのうち50社が経営事項審査を受けていますが、約半数の48社は審査を受けておりません。経営事項審査を受けない48社が元請けとして受注できる工事は請負代金額が500万円未満の、いわゆる軽微な工事に限定されます。過去5年間の実績では、工事に係る入札件数全体456件のうち296件、65%が軽微な工事となっており、そのうち市内業者の受注件数は283件、96%となっております。また、そのうち66件、23%の工事について経営事項審査を受けていない業者が落札しております。

潟上市としては、従来より市内業者へ発注可能な工事については、市内業者を優先して指名しております。また、工事の規模にあわせた格付け区分による指名を行い、バランスのとれた入札参加となるよう努めております。

今後も引き続き、市内業者育成や産業振興の一助となるよう、バランスのとれた入札執行に努めるとともに、ご提言のありました小規模修繕に関する登録制度等の導入につきましては、他自治体の制度内容を確認し、潟上市有資格者名簿に登載されている業者との兼ね合いも踏まえ、検討してまいりたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 12番藤原典男議員の一般質問の2つ目「民間企業での正社員化の促進について」お答え致します。

現在、市の施策としましては、市民の雇用の場の確保を目的とした「潟上市工場等設置奨励条例」がございます。工場等の新設及び増設の認定の際に設備投資助成金を受けられるものでありますが、認定要件としては5名以上を雇用する要件としております。

増員する場合は常時雇用を条件としており、藤原議員のご質問にもありましたとおり、優秀な人材を確保することからも非正規から正規への登用も良としております。

そのほか、増員雇用の企業に対して雇用奨励金を交付しておりますが、潟上市民を常時雇用した場合には1人当たり10万円を3年間交付しております。そのほかには、雇用創出と事業創出面として、求職されている市民の就労促進及び雇用機会の拡充を図るため、潟上市就業資格取得等助成金の創設や、市内における新たな事業の創出と市内産業の活性化を図ることを目的に、潟上市創業支援補助金を今年度から展開しております。

正社員化への促進については、秋田市の事業効果も参考にし、また、他市町村の動向も参考にしながら今後検討してまいります。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 12番藤原典男議員の一般質問の3つ目「国民健康保険税の引き下げと資格証明書について」お答え致します。

ご質問の1点目「国保税引き下げの政策として行えるのは、所得割の引き下げと平等割の廃止、もしくは引き下げだと思いますが、引き下げたいというお考えはあるのか」について申し上げます。

国保税は、地方税法の規定により、国保事業納付金、財政安定化基金拠出金、その他国保事業に要する費用に充てるため、公費での負担分等を除いたものを国保の被保険者である世帯主に対して課税しているものでございます。公費負担部分等については、一定のルールがあることから、現在の制度、財源構成の中で国保税を引き下げするためには、引き下げた税の相当額を市の一般会計へ財源を求める、法の定めを越えた法定外繰入を行う必要が生じてまいります。このことは法定外繰入を解消し、国保事業の健全な財政運営を確保するため、平成30年度から財政運営の主体を県へ移行した制度改正の趣旨と反することにつながります。先ほどの菅原議員と同じような答弁になりますが、市では5月の試算の段階で引き下げについても検討致しましたが、税率を改正しない場合で、予算計上額とほぼ同額の税収となる見通しとなりました。税率改正に当たっては、県が財政運営の主体となったことの影響を精査・検証する必要があります。また、本年10月から予定されている消費税の引き上げによる診療報酬や薬価の改定、さらには高齢化に伴う医療費の増加、高額な薬剤の開発・認可承認など、懸念される要因が多く、今年度の税率は据え置きとしたものでございます。

ご質問の2点目「国保加入者の保険料が高く、本市においても低所得者が支払いに困っている認識はあるのか」について申し上げます。

所得の低い世帯に対しては、国保税の7割、5割、2割の軽減措置を行っております。平成30年度の医療費分についてみますと、世帯数で3,430世帯、76.6%、被保険者数で5,270人、66.9%が軽減の対象になっております。この低所得者軽減につきましては、平成31年4月1日からは法律などの改正により、対象が拡大されておりました。内容につきましては、先の臨時会でご承認をいただいたとおりでございます。

今後も低所得者に対する軽減措置を行いまして、適正な課税と徴収の対応をまいります。

ご質問の3点目、「資格証明書を発行されている方の安否や親身となって納税相談や減免制度の活用などこの間の市の取り組みについて、実態傾向や世帯数について」申し上げます。

資格証明書については、国保税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり国保税を滞納している方について、納税相談の機会を確保するために交付しているものでございます。納税相談等もなく滞納しており、資格証明書の交付対象となる世帯に対しては年2回、被保険者証返還命令予告通知書を発送しており、納付できない事情がある方については、弁明書や特別の事情発生届出書を提出していただくよう対処しております。

しかしながら、納税相談に応じない世帯や分納誓約をしても守らない世帯などに対しては、やむなく資格証明書の交付措置をしているところでございます。

資格証明書の交付後、納税相談に応じて分納誓約をしていただいた方には短期被保険者証を交付しておりますし、また、納税相談を通して特別の事情があると判断した場合は、特別の事情発生届出書を提出するよう助言をしております。

今後も、納税相談を通じた減免制度の説明や分納誓約など、丁寧な対応と十分な納付指導を心がけ、制度の目的に沿った適切な運用をまいりたいと存じます。

ご質問の4点目「国保税の引き下げに向けて国や県などへの働きかけの意思はあるか」について申し上げます。

藤原議員のご質問にありますとおり、全国市長会では国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう継続的に要望しております。同様に東北市長会、秋田県市長会でも将来にわたり持続可

能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援を講じ、今後の医療費の増加に耐え得る財政基盤の安定化を図ること等の要望を継続して行っております。

今後も他市と連携しながら、国保事業の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国・県へ要望してまいります。

ご質問の5点目「本市で国保運営上障害となっていることは何か」について申し上げます。

本市に限らず、他市町村においても、被保険者の減少による事業規模の縮小や被保険者の高齢化による医療費の増加等が懸念されております。先ほどの繰り返しになりますが、平成30年度から県が財政運営の主体となったことの影響や、本年10月から予定されている消費税の引き上げによる診療報酬や薬価の改定、高額な薬剤、治療薬の開発・認可承認などによる影響を懸念しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、平成30年4月1日から入札制度変更ということで、その説明がありましたけれども、私もこの問題については以前も質問しましたが、結局、低価格で入札した際に、その会社がお金低いものですから労働者をやっぱり低い賃金で働いて、結局、労働時間の労働超過になると。劣悪な労働条件になるということで設けたのが、この新しく改善した内容じゃないかなと思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょう。それで、このことについては各企業に対して説明されておりますか、しっかり。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

通常の落札率よりもかなり低く落札して、労働者の賃金に影響を与えれば困るということで、最低制限価格を設けて、それよりも低い価格で落札した業者には契約を結ばないということでありまして、その制度につきましても、鴻上市の建設産業協会の方に通知しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 建設協会の方に説明しているということでしたけれども、98社も

登録しているということですから、一堂に集めて、こういう内容なんだよという説明があってもいいんじゃないかなと思いますので、これは一つ、気にしておいていただきたいと思います。

それから、98社が登録業者で、そのうちの50社は経営審査、それから48社は審査なしで登録されているということで、入札の経過とかいろいろ聞きましたけれども、今回の入札制度改善によって地元の業者がどれくらい何ていうんですか、今後多くなっていくのか、それ直接関係あるのかどうかそこら辺についてはどうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

先ほども申しましたが、過去5年間の実績で入札件数が456件のうち296件が軽微な工事となっております。そのうち市内の業者が96%落札しておりますので、経営事項審査を受けていない業者でも地元の工事を落札している状態です。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 入札件数のうち96%が地元、審査を受けない方も含めて96%ということは、私非常に良いなと思いますけれども、ここに一つ、業者から見れば誤解もあると思うんです。というのは、入札したかったのに入札から外されて入札もできなかった、これは地元業者の何というんですか軽く見てるんじゃないか、そういう誤解に対してはどのようにお考えですか。資格条件等もあるとは思いますが、そこら辺についてはしっかり説明されておりますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 再々質問にお答えします。

業者指名に関しましては、工事の規模にあわせた格付けによってバランスのとれた入札をしているという状況であります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 工事の規模によって参加できない企業もあれば、参加できる企業もあるし、それは偶然本市じゃなくて他市の場合も入札、取る場合もあるということですね。それについては誤解のないように業者に対してそういうことは説明していかなくちゃいけないと思うんですが、どうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 質問にお答えします。

工事の規模にあわせた業者指名をしていますけれども、これにつきまして業者に説明しろということだと思えるんですけども、これは建設業法上そういうふうになっていますので、業者の方で調べてもらえれば非常にありがたいということで、こちらからは、あえて全部の業者にはお示ししておらないのが現状であります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 一方的に誤解の生む場合もありますので、その資格について、問い合わせがきた場合には、しっかり説明するように私からもお願いしたいと思います。

それから、参加資格なんですけれども、小規模な工事については、入札をしなくても順番に回すというか、そういうこともやっていると思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。500万円よりもっとずっと下の本当小さな額については。どうですか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

小規模な工事、修繕については、現在、工事に関しましては130万円以下が随意契約でお願いしております。これにつきましては、現在、申請してもらっている潟上市有資格者名簿のうち、工種によりましてこちらから指名業者を相指名をしまして3社ですね、随契の場合は、それで札を入れてもらっている状況であります。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 130万円以下の場合ということ、それはでもあくまでも入札に参加してもらおうということになっていますか。それとも、例えば10万円、20万円の工事は、ちっちゃな独り親方、二人親方でも、入札しなくても順番に回していけるような制度があるのかなのか、私そこがまず問題だと思うんですけども、そういう場合にはどうしますか。本当に、もう数十万円という単位のところについては。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

10万円程度の小規模な修繕等に関しましても、現在は資格審査登録の業者にまず見積

りをお願いしている状況でありますけども、県内各市の状況で小規模修繕登録制度というのがあるようです。ですので、今後、潟上市でもその登録制度について今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今後、小規模工事についても検討するという事なので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

そこで、税金を支払っていないと、滞納していると入札に参加していただけないということもあると思うんですが、私は逆に、入札した場合は滞納している税金を支払うということ誓約書をいただいて、それで参加して企業が潤っていくと、税金も払って貰ってもらうということも私は必要だと思うんですが、そこら辺の考え方についてはどうですか。そうしないと、地元の本当の零細のところは立ち直っていけないということもあるので、そこら辺の考え方について伺いたいと思えます。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問、ご提言について申し上げます。

納税は、国民の義務であります。我々はその義務を果たしていく、それがまず務めであるというのが一点と、公共事業は一体何のためにするのか、我々は市内業者さん、当然我々とともに成長していただきたいと思っております。その前に、それは市民全体に必要な事業が市民の方々のためとなるような工事の完了を保証できるということが一つ前提となると私は考えています。ですので、今、言っていたことについては、あくまでも我々は納税をきちんと完了している業者さんを正当と認めて、我々はそれをパートナーとしてやっていきたいと。つまり、それがあって、さらにそれで税金を払ってしまうというのは、私は少し本末転倒のような気がしております。ですので、あくまでも我々は納税をきちんとしている業者さんを対象として、これからもそういったお仕事をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 今、市長から答弁ありましたけれども、零細の中小業者で仕事があれば税金払うんだよという誓約書をして、ちゃんと払ってきている、払った業者については、引き続きまたそういうことで、何というんですか、入札に参加できるような制

度をぜひ私は必要だなどと思ひまして、私の意見を参考にさせていただきたいと思ひます。

総じて、今答弁聞きましたけれども、地元業者育成のために、いろいろ発注数も含めてお聞きしましたけれども、今後も引き続き地域の活性化のために、地元業者優先で、ぜひ入札制度を進めていっていただきたいということで1つ目の質問については終わりたいと思ひます。

それから2つ目、民間企業での正社員化の促進ということで、本市で取り組んでいる工場の…、発言やめてください。気になりますので。

2つ目の民間企業での正社員化の促進について伺いたいと思ひますが、いろいろ潟上市の工場条例とかいろいろなことお聞きしました。それはそれですばらしい条例だと思ひますけれども、秋田市のアンダー40という、最初は35なんですけれども、アンダー40という制度については、かなりの方が非正規社員から正社員になりまして生活も安定するような制度、これが直接行政が応援するという制度です。こういうことについては、先ほど答弁ありましたが、促進化については参考にして検討するという内容でございました。それで、この非正規社員の生活実態、それに伴う非正規社員の労働実態から含めて、市長はどのようにこの非正規社員、労働者に対して、どのような思いを寄せているのか、そこら辺をお聞きしたいと思ひますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問についてお答え致します。

非正規となっている社員の皆さんに対してどういう気持ちをと、私は同じ労働者として同じ仲間だと認識しております。今、議員ご指摘のとおり非正規の方々の労働条件等、厳しい中にあるということは十分認識しているつもりでおります。そして、先ほど産業建設部長も答弁しておりましたが、この秋田市の取り組み等については、実際にそれでどのような効果があったのかというのがまず一点。それと議員の皆様方と議論したいのは、このいわゆる民間企業が非正規職員を正社員化する場合の費用負担を税金で援助していく、このことについての是非なのではないかなと思っております。

別の面からいえば、よく経済新聞等で指摘されているのは、現在、各企業においては内部留保、つまり自分のところに対して投資に回すでもないし、あるいは従業員に配分するでもないような企業が持ち得ている留保は過去最大であるというようなことも言われています。そういった場合に、我々としてこの企業に対して、いかほどの我々は支援を税金ですべきかというのは、まさに議論ではないかなと思っております。

非正規雇用者が正規雇用になって生活が安定していき、潟上市の市民がそれでいて我々もその必要な額の税金を頂戴するという、そういう好循環になるというのは、これは良いことであるという認識は持っておりますが、ただ、その前段階としての正社員化に対して、その税金を投入することの是非については、ぜひ我々も検討致しますけれども、議員の皆様方もそれに関してどうか、先ほど申し上げたとおり、秋田市の現状はどうかということも研究させていただきながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 大企業の内部留保金についても触れてお話されましたけれども、それは一部の大きな企業であって、内部留保金何兆円もあるというのは、普通の市内の、県内の業者では、会社では、そんなに内部留保金が何億円もあるところはないと思うので、当たり前で働けば暮らせるという制度を、やはり市でも応援していくべきじゃないかということで、先ほどの部長の答弁では参考にして検討すると。市長の答弁でもそういう答弁ありましたけれども、ぜひこの私の提言を参考にして、先ほどは秋田市で何人が雇用なった、正規社員になったのかという数も挙げましたけれども、ぜひ参考にして取り組んでいただきたいということで2つ目の質問は終わります。

それから、3つ目の国民健康保険税の引き下げと資格証明書について伺いたいと思います。

国民健康保険税がどのくらい高いのかということをもとにして私は引き下げすべきじゃないかということをもとに話をしたわけなんですけれども、例えば秋田県内でも潟上市は全県では7位の高い率にあるわけです。4人家族で42万3,940円、これが協会けんぽであれば20万2,600円なんですよね。そしてまた、年金夫婦の世帯では全県では9番目に高い率ということで、これも協会けんぽでは12万1,560円になるということなんですけれども、そこで、滞納率が、これ平成30年6月1日の資料によりますと、4,507世帯中1割以上を超える537世帯が滞納しているということなんです。そしてそのうち資格証明書が145世帯、短期が225世帯ということです。この改善をしなければいけないと私は思うんです。特に資格証明書の発行というのは、病院にかかれば10割負担、お金のない人が病院に行って10割負担ということはできないわけですから、先ほど縷々いろんな納税相談とか分納誓約とかとお話されましたけれども、相談に行きたくても行けないような状態があると思うんです。ですから、そこら辺もっと親身に取り組んでい

く必要があるんじゃないかなということ、特に資格証明書の発行が145世帯というのは、もういつ病気になって、いつ倒れても、もう長期にこれ、病院に行っていない方だと思うんですけども、そこを市としても安否を気遣うのは当然だと思いますが、この方たちに対する対策、どのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、藤原議員からは、潟上市の保険税が高いということでお話がありましたが、平成29年度の実績で申しますと、潟上市の1世帯当たりの保険税額、県内25市町村中で上から17番ということで、平均よりも低い課税額となっております。まずはじめに、これだけ一つ申し上げさせていただきます。

そして、資格証明書の件でございますが、資格証明書はここ3年間では発行する世帯が減ってきております。この減ってきている要因と致しましては、やはり税務課の職員が納税相談に応じる、あるいは納税指導を行うということで、滞納者の方からも理解をいただいて分納する世帯が増えてきていることが、やはり要因としてあるだろうと思っております。実際、現在、今年3月の状況ですけれども、実際滞納する世帯のうちの半数は分納の誓約をしております、この方たちには資格証明書を発行してございません。その後、納税相談いろいろいただき、分納してくださっている方については当然資格証明書は発行しないということで、現在は藤原議員おっしゃったような人数になっているのだろうと思っております。

なお、資格証明書を発行している世帯では、お医者さんにかかれないうようなことが先ほど藤原議員からありましたけれども、1割程度の方はやはりどうしても必要だということで、資格証明書のお持ちの方でも通院、医療機関の受診をしておりますので、そのことを一言付け足させていただきます。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） 先ほど私は全県では7位ということの高さということをお話しましたけれども、これは全国市町村別の国民健康保険税に関する試算一覧表というものがありまして、これに基づいて私は年収400万円、4人世帯での国保税が潟上市では42万3,940円ということで全県では7番目に高いということをまず発言したわけです。ですから、年収400万円での4人世帯での42万3,940円というのは、収入の1割以上でしょう。

それが国保税に取られる、これを改善しなきゃいけないということで私はお話ししたわけです。これがサラリーマンも入っている協会けんぽでは半額の20万2,600円になるということをお話ししているわけです。そして、ちょっと参考になんですけども、所得割や平等割や均等割などいろいろな率がありますけども、私はどれか一つの率を引き下げれば先ほど菅原議員にもお答えしたように、約3億1,500万円の実質収支見込みということの回答もありましたし、6億いくらかということの回答もありましたけれども、その所得割、平等割、均等割のどれか1つを引き下げれば、例えば世帯に係る平等割のところを月500円、年間で12掛ければ6,000円なんですけれども、これを一月500円を引き下げるためには225万掛ける12カ月分で2,700万円、2,700万円あれば一月5,000円、年間で6,000円引き下げることができるということの私の試算なんですけれども、そういうことも参考にしながらぜひ引き下げれるところがあれば引き下げの準備を来年度していただきたいと思います。

それで、働きかけについてはわかりましたけれども、減免制度もありますので、1回目の答弁では減免制度を知らせるということも取り組みの中でお話ししましたけれども、そこら辺についてはあれですか、皆さんそのように滞納世帯では取り組んでおりますか。そこら辺はどうでしょう。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

滞納世帯、特に所得が多くて滞納しているという方は別と致しまして、実際に前年度と比べて収入が大きく減った、あるいは毎年収入が低いといったような方につきましては、そういった減免制度を利用できる方についてはそういったことを指導しております。以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原議員。

○12番（藤原典男） しっかり働きかけはやっているという答弁でございますね。

それで、国保税の引き下げに向けて、国や県などへ全国市長会もありますけども、どのような形で働きかけていくつもりなのか、今後ですね、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

まず一つは、秋田県内の市長会ということで年に2回だったと記憶しておりますが、各市町村からのいろんな要望を集める機会がございます、その中で国保についても要

望を出しております。

昨年度につきましては、提案事項ということで、新たな国民健康保険制度の安定した財政運営を図るため、基金の充実や財政措置の更なる拡充を図ることといったような要望を提出しております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 国保税引き下げのために文書でもよろしいんですけども、大概文書だと思うんですが、やっぱり生の声で本市の実態をお話しながら、引き下げのために国庫補助、そういうこと必要ですよという生の声を発信していくのも大事だと思います。

それで、今後の国保税については、来年度に向けて検討するという事なので、ぜひ先ほど私も参考として平等割の話、出しましたけれども、引き下げは私可能だと思いますので、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいということをお願いしまして私の発言を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって12番藤原典男議員の質問を終わります。

14時40分まで休憩します。

午後 2時27分 休憩

.....
午後 2時40分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番鈴木壮二議員の発言を許します。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 傍聴者の皆様、お疲れさまです。また、市長はじめ当局の皆様、もう少々お付き合いいただければと思います。

それでは、通告に従い、2点質問致します。

1つ目、ごみ焼却施設（潟上市クリーンセンター）の広域化について。

本市のこれからの課題と致しまして、ごみ焼却施設（潟上市クリーンセンター）があります。潟上市クリーンセンターは、昭和59年に稼働し、平成24年に長寿命化計画により延命化を図っており、10年後には耐用年数を迎えます。

このように生活関連インフラの老朽化や職員の減少等に伴い、更新や維持管理に要するコストが大きな課題となっており、今後さらに人口減少が進んだ場合には、市町村が生活関連インフラを維持できないことも懸念されていることから、これからは広域的な

自治体間の連携強化が必要なのではないのでしょうか。今ある資源を存分に生かしながら、各種施設の共有化など市町村単位では解決困難な問題を、自治体間の相互連携により解消できるのではないのでしょうか。老朽化した施設の修繕や更新に対し、財源確保に苦しんでいる自治体が手を取り合い、広域的な組合組織により、連携して維持管理を行っていきべきだと思います。他自治体では、体育館やコミュニティ施設等においても自治体間の連携により解消できている課題も多くあります。このように相互のまちの成長と連携を強化すべく、施設の共有を行っている地域も多くあり、こうした連携を一層促進すべく潟上市としても見出していきべきだと思います。

広域化によるメリットとしては、経済面では、施設の集約化により、スケールメリットが生じ、施設建設費や維持管理費が削減でき、施設の運転等人員を減らすことができ、人件費が削減できる。環境面では、ごみ焼却施設の集約化により連続運転が可能となり燃焼が安定するため、大気汚染物質等の排出量を削減できる。CO₂（二酸化炭素）排出量の削減ができる。

デメリットとしては、経済面では、運搬距離が長くなるため運搬経費が増加。場合によっては、中継施設等の建設費が必要となります。

環境面では、運搬車両のアクセスの増加。排ガス、CO₂排出量の増加。そのほか自治体間の分別区分の収集方法、処理手数料の統一などの検討が必要となります。

私自身は広域連携するべきだと思いますが、広域化についての当局のご見解をお伺いします。

1つ目、クリーンセンターを整備すると、どのくらいの費用が必要なのでしょう。国や県からの補助金はあるのでしょうか。

2つ目、長期的視野に立った検討が必要だと思いますが、整備した場合、稼働まで何年必要なのでしょう。

3つ目、発電設備の設置によりエネルギーの創出は。

4つ目、クリーンセンターを中継点、集積場として生まれ変わらせ、他市町村と連携を図ることもできるのでは。

以上4点についてご答弁をお願いします。

2つ目、SNSを活用した防災・減災について。

防災・減災分野における情報発信、収集の課題は極めて重要です。しかし、即時性のある情報、局地的な情報を広く取得することは困難であります。災害時において行政側

からの情報発信手段は様々なものがあり、防災行政無線や戸別受信機、市防災行政情報メール等があります。被災者の置かれた状況によっては情報が伝わらない恐れもあり、それを防ぐために、あらゆる情報発信・収集手段の利活用を考慮しなければなりません。

これまで国・地方の取り組みとして平成26年9月に災害の前兆となる情報発信や災害時の避難情報、被災者の要望などを収集する場合、SNSを活用することの有効性を踏まえ、防災・減災分野におけるSNS等の民間情報の活用に関する報告書を取りまとめ、平成27年7月に内閣官房IT総合戦略室において、地方公共団体によるSNS活用を促進するための検索用語集が作成されています。平成28年9月には、地方公共団体における防災活動状況について、ヒアリング結果を踏まえ、「災害対応におけるSNS活用ガイドブック」が出されています。そのガイドブックによると、全国地方公共団体のSNS活用状況の調査結果は、7割以上の地方公共団体が公式SNSアカウントを保有し情報発信に活用し、そのうち全体の53.6%が災害対応として活用しています。

情報発信に加え、情報収集としても活用している地方公共団体は、右肩上がりに増加しています。大規模災害時には、行政のマンパワー不足が懸念され、有用なSNS情報を効率よく収集できる技術革新が求められています。そこで当局にお伺いします。

1つ目、無料通信アプリを使用し、市の公式アカウントを開設、自主防災組織や消防団と地域ごとに連携し、情報の共有を図る必要性もあると思うのですが、いかがでしょうか。

2つ目、今現在、自主防災リーダー育成支援に重点を置けていますが、今後、地域住民によるモニター（モニタリング）も考慮に入れてはどうでしょうか。

以上2点についてご答弁を宜しくお願いします。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（西村 武） これより当局の答弁を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） 1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目「ごみ焼却施設（潟上市クリーンセンター）の広域化について」お答え致します。

鈴木議員からは、ごみ処理施設について4点のご質問をいただいておりますが、全て関連しておりますので一括して申し上げます。

現在のクリーンセンターは、昭和59年4月に本格稼働し、35年が経過しております。その間、平成24年度から25年度にかけては基幹改良工事を実施し、施設の延命化を図っております。また、施設の処理能力ですが、1日当たりで焼却施設は60トン、粗大ごみ

処理施設は20トンとなっております。仮に、これと同規模の施設を整備するとなると、平成27年度に県が示した「秋田県内のごみ焼却施設及びし尿処理施設の広域化に関する調査報告」にあります建設単価によると、工事費だけで約64億円となります。これに対する補助金は、国の循環型社会形成推進交付金がございます、補助対象事業費の3分の1の補助率となっております。

同じく、発電設備についても県報告に記載がありまして、効率的な発電のためには、24時間休みなく運転する必要がある、1日当たり100トンの処理能力が求められます。本市の施設規模であればかなり難しいものがあります。また、県報告には、施設整備に要する期間については、「構想・計画から施設の稼働まで10年程度の期間を要する。廃棄物処理施設の整備は長期的視野に立った検討が必要であり、住民の理解・協力を得るためにも、時間をかけた議論が必要である。」とあります。また、将来のごみ処理施設のあり方についても、「将来的には、本市並びに秋田市、男鹿市、南秋田郡を1つのブロックとすることが理想的なごみ処理施設広域ブロック」として示されております。

市と致しましては、こうしたことも参考にしながら、長期的視野に立ち、かつ広く市民の皆様からご理解をいただきながら将来のごみ処理施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 1番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目「SNSを活用した防災・減災について」お答え致します。

ご質問の1点目「無料アプリを使用し、市の公式アカウントを開設、自主防災組織や消防団ごとに連携し、情報の共有を図る必要性もあると思うのですが」についてお答えします。

現在、災害情報発信については、防災行政無線、戸別受信機、登録制の防災行政情報メールのほか、情報集約配信システム（Lアラート）を活用し、報道機関を介して広報活動を行っております。また、新たにヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を本年4月23日付けで締結しております。協定締結により、本市とヤフーが互いに協力して様々な取り組みを行うこととし、運用に向けて現在、事務作業を進めているところであります。

さて、通告書にありますSNS等は、細やかな情報発信ができるツールとして非常に有効なものであります。SNS等を使った情報発信のメリットとしては、緊急情報を即

座に発信できることや情報に対して利用者が気軽に意思表示ができること、市の開発負担がないことなどが挙げられますが、一方、デメリットとして、間違った情報を提供した場合、情報を完全に消せない恐れがあり、情報漏えいや不適切な発言等のリスクがあることなどが挙げられます。

そのような中で、SNSを活用した仕組みとして秋田版災害情報発信事業の活用が期待されます。本事業は、大規模災害等が発生した際に地域住民に安全かつ迅速な避難を促すため、ツイッターを活用し、河川の水位や道路の規制等に関する情報を収集・発信するシステムを秋田県が構築するものであります。期待される効果として、1、住民の避難に資する災害情報をGPSの位置情報や現場写真等により、視覚的に提供すること、2、情報発信者を限定することにより、正確な情報を住民へ提供すること、3、災害情報をツイッターへの掲載と同時に秋田県防災ポータルサイトにも表示することにより、SNSの利用者を含め、広く住民に情報を提供することです。

現在、8月下旬までシステム構築作業を進め、9月上旬から試行運用を行い、令和2年4月から本運用を開始する予定との説明を受けております。今回の運用に当たっては、前段で述べておりますように正確な情報発信を提供するため、情報発信者を限定することとしております。よって、入力者については、県・市町村職員、災害時に現場に最も近い消防団員や自主防災組織、道路維持管理業者、災害協定先である潟上市建設産業協会の方々を想定しております。当市においても、まずは本枠組みの中で対応してまいりたいと考えます。

また、本年9月に実施される秋田県総合防災訓練において操作訓練を兼ねたテストも実施される予定でありますので、訓練参加や視察を行いながら円滑に運用できるよう連携強化を図ってまいりたいと考えています。

市独自の取り組みとしては、現在、導入に向けSNS利用に関するガイドラインや運用方針の整備、各課担当者も運用できるような庁内体制の整備などを進めております。

ご質問の2点目「今現在、自主防災リーダー育成支援に重点を置けていますが、今後地域住民によるモニター（モニタリング）も考慮に入れてはどうでしょうか」についてお答えします。

ご質問の1点目とも関連しますが、今後、情報発信の信頼性を高める観点からも地域にお住まいの自主防災組織、消防団員の方から各種情報提供の協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

また、昨年5月、記録的大雨被害の検証結果や河川巡視、各種訓練、講習会を通じて様々なご意見・ご要望を受ける機会も増えております。河川に近接する箇所にお住まいの方々、土砂災害警戒区域周辺にお住まいの方など、気象条件の悪化により自然災害などの前兆条件を確認した際は、直ちに市役所に連絡するよう土砂災害ハザードマップ中にも掲載しております。そのような連絡体制の構築もモニタリングの一環として捉えておりますので、今後とも啓発してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問ありますか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） すいません、質問する順番が先にSNSの方いきたいんですけども・・・

○議長（西村 武） ちょっと、順序。

○1番（鈴木壮二） すいません、わかりました。すいません、じゃあ、ごみ焼却施設の広域化についてですが、平成24年度から25年度にかけて基幹改良工事を行っているわけですが、その期間、ごみはどちらの方に搬送して焼却していたのかお教えいただけますでしょうか。

それともう一つなんですが、64億円、これは本体だけで64億円かかるものなのか、また、その周辺全体でかかるものなのかを教えてくださいたいと思います。

もう一つがですね、クリーンセンターを整備した場合なんですが、潟上市としてできるのかどうかお伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、平成24・25年度の改良工事中的ごみ処理についてでございますが、このときには秋田市さんをお願いを致しまして焼却処分を行っております。

それと、続きまして、この64億円の事業費についてでございますが、これは工事費だけで64億円ということでございます。なお、県の報告書では、このほかに計画策定、あるいは環境アセスメント、設計・施工監理等のために大体1億円くらいという見込みをしております。さらに建設場所によっては別途用地費、あるいは周辺環境の整備費など、こういったものも必要になってくると予想しております。こうしたことを考えますと、潟上市単独での整備は厳しいものがあるという認識で現在おります。

以上です。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） 潟上市単独では厳しいということですので、まず今後、先ほども言われたとおり、長期的に、10年程度期間を要するということですので、今後、大きな課題となり得ることですので、少しずつ進めていただければと思います。このことに関してはこれで終わりたいと思います。

次に、SNSを活用した防災・減災についてなんですが、これは質問ではないです。私の思いだけなんですけども・・・

○議長（西村 武） 議長の方から申し上げます。質問してください。

○1番（鈴木壮二） 質問ちょっとあるんですけども、まず、今これからやっていただけるということで、9月施行でしたっけ、今年の9月施行で2年から運用ということであれば、情報発信ツールというのはいくらあってもいいと思いますので、まずは少しでも何というんですか、住民の方々に防災・減災を教えるようにしていただければと思います。

あとそれから、先ほどモニタリングのことなんですけども、あれですかね、部長、地域別の方とかそういうのはとられていますか。何人の方々がモニタリングに参加するか、そういうふうな、まだまだ。

○議長（西村 武） いいですか、質問してください。質問。

○1番（鈴木壮二） モニタリングのことですが、応募とかそういうのはあるものだと思いますが、ある前提で言いますが、地域的にはどういうところからのモニタリングの方が多いのかおわかりでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

地域のモニタリングの応募があるかどうかという質問だと思いますが、特に募集しているものでもなくて、応募はありません。ですので、先ほども申しましたが、自主防災組織や消防団、地域住民の方々からの河川、土砂災害の起きやすいところ、河川の周辺の地域住民から情報の提供、協力いただけるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） これをもって1番鈴木壮二議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日6月19日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

この後、議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方はご参集願います。会場は常任委員会室3になりますので、宜しくお願い致します。

今日はどうもご苦勞様でございました。

午後 3時08分 散会

